科目等履修生制度

神戸親和女子大学通信教育部 男女共学 で『特例制度』を利用して幼稚園教諭免許状、保育士資格を取得

出願期間

4月入学：2017年1月13日(金)～4月30日(日)
10月入学：2017年8月14日(月)～9月30日(土)

※4月入学は4期、10月入学は2期に分けて募集します。
詳しくは、最終ページをご覧ください。

『認定こども園法改正に伴う幼稚園教諭免許状および保育士資格取得の特例制度について』

認定こども園法改正に伴い創設された新たな「幼保連携型認定こども園」の職員である「保育教諭」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の教員免許状・資格を有することが原則となります。

認定こども園法改正に伴い、施行後5年間の経過措置期間（平成31年度末まで）に、保育所又は幼稚園における実務経験（3年以上かつ4,320時間以上）を有することにより、もう一方の教員免許状・資格取得に必要な単位数等を軽減する特例制度が設けられました。

本学通信教育部では、本特例制度に対応する科目を制度で定められた最低単位数である8単位で開講します。

※本特例制度についての詳細は、ご自身で文部科学省または厚生労働省のホームページ等を必ずご確認ください。

1）特例制度の対象者

◆幼稚園教諭免許状を取得する場合→保育士資格を所有し、実務経験3年以上かつ実労働時間合計4,320時間以上を有する方

◆保育士資格を取得する場合→幼稚園教諭普通免許状を所有し、実務経験3年以上かつ実労働時間合計4,320時間以上を有する方

【注意】

出願時に、幼稚園教諭免許状の取得を希望する場合は保育士証の写し、保育士資格の取得を希望する場合は幼稚園教諭普通免許状の写しの提出が必要です。

実務経験（3年以上かつ4,320時間以上）の充足については、本学出願時に証明書を提出する必要はありませんが、ご自身で勤務施設に必ずご確認のうえ、出願してください。

※本学では、実務経験に関するお問い合わせにはお答えできません。

2）実務経験対象施設

勤務が実務経験として認められるのは、次の施設等の職員となります。

（1）幼稚園＜学校教育法第１条に規定する幼稚園（特別支援学校幼稚部含む）＞

（2）保育所＜児童福祉法第39条第1項に規定する保育所＞

（3）認定こども園＜児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第5項の規定による公示がされたもの＞

（4）公立の認可外保育施設＜国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（上記(2)、(3)を除く。）（専ら一時的に預かり又は宿泊させ必要な保護を行うものを除く。）

（5）離島その他の地域において特例保育を実施する施設（旧へき地保育所）（専ら一時的に預かり又は宿泊させ必要な保護を行うものを除く。）

（6）幼稚園併設型認可外保育施設＜児童福祉法施行規則第49条の2第3号に規定する施設＞（専ら一時的に預かり又は宿泊させ必要な保護を行うものを除く。）

（7）児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設（小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型に限る。）

（8）児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設（利用定員が6名以上であるものに限る。）

（9）認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された認可外保育施設（専ら一時的に預かり又は宿泊させ必要な保護を行うものを除く。）

（「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号）による証明書の交付を受けた施設。）

（注1）「専ら一時的に預かり必要な保護を行うもの」は、当該施設を利用する児童の半数以上が一時預かり（入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの）による施設

（注2）「専ら宿泊させ必要な保護を行うもの」は、当該施設を利用する児童の半数以上が22時から翌日7時までの全部又は一部の利用による施設

【注意】

①ご自身の勤務施設が対象であるかどうかについては、各都道府県教育委員会または保育主管部局に必ずご確認ください。

②実務経験を有していることを証明する「実務証明書」（教員免許状授与申請または保育士試験出願時提出必要書類）の発行が可能であるかどうかについては、出願前にご自身で勤務施設に必ずご確認ください。

「実務証明書」については、幼稚園において専ら幼児の保育に従事する職員の場合、公立学校の教員は各所管教育委員会、私立学校の教員はその私立学校を設置する学校法人理事長、また保育士（公立・私立）の場合は、勤務施設の設置者による発行になります。

なお、実務経験は、複数の勤務施設における合算（3年以上かつ4,320時間以上）でも可能です。

※出願時に「実務証明書」を本学に提出する必要はありません。

3）本学開講科目

本学通信教育部の特例制度対応科目は下表のとおりです。

◆保育士資格を所有し、実務経験（3年以上かつ4,320時間以上）を有する方が、特例制度を利用して幼稚園教諭免許状を取得（教員免許状授与申請<個人申請>）する場合

免許法施行規則に定める科目区分			本学通信教育部開講科目			
			科目コード	授業科目	単位	
科目	各科目に含める必要事項	法定最低単位数			テキスト履修	スクーリング履修
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）	2	20026	教職論	2	－
教育の基礎理論に関する科目	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	2	20031	教育社会学	2	－
教育課程及び指導法に関する科目※	教育課程の意義及び編成の方法	3	20905	幼児教育課程特論	1	－
	保育内容の指導法		20906	保育内容の研究･特別総論	1	－
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		20907	教育方法･技術特論（初等）	1	－
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	幼児理解の理論及び方法	1	20908	幼児理解特論	1	－
		8	合計		8	－

※「教育課程及び指導法に関する科目」については、本学開講科目「幼児教育課程特論」（テキスト履修科目）と「保育内容の研究・特別総論」（テキスト履修科目）と「教育方法・技術特論（初等）」（テキスト履修科目）の3科目とも単位修得しなければなりません。

◆幼稚園教諭普通免許状を所有し、実務経験（3年以上かつ4,320時間以上）を有する方が、特例制度を利用して保育士資格を取得（保育士試験受験免除申請）する場合

Ⓐ筆記試験科目	Ⓐの受験免除に必要な履修科目
社会福祉	社会福祉
	相談援助
社会的養護	社会的養護
	社会的養護内容
児童家庭福祉	児童家庭福祉
	家庭支援論
子どもの保健	子どもの保健Ⅰ
	子どもの保健Ⅱ
子どもの食と栄養	子どもの食と栄養
保育原理	保育原理
	乳児保育
	保育相談支援
	障害児保育

特例教科目	本学通信教育部開講科目			
	科目コード	授業科目	単位	
			テキスト履修	スクーリング履修
福祉と養護	20901	福祉と養護	2	－
相談支援※1	20902	家族援助特論	1	－
	20136	保育相談支援※3	－	1
保健と食と栄養※2	20903	子どもの保健特論	1	－
	20904	子どもの食と栄養特論	1	－
乳児保育	20070	乳児保育Ⅰ※4	1	1
	合計		6	2

※1　特例教科目『相談支援』については、本学開講科目「家族援助特論」（テキスト履修科目）と「保育相談支援」（スクーリング履修科目）の2科目とも単位修得しなければなりません。

※2　特例教科目『保健と食と栄養』については、本学開講科目「子どもの保健特論」（テキスト履修科目）と「子どもの食と栄養特論」（テキスト履修科目）の2科目とも単位修得しなければなりません。

※3　「保育相談支援」のスクーリング会場は、三宮サテライトキャンパスです。

※4　本学開講科目「乳児保育Ⅰ」（テキスト・スクーリング履修科目<併用科目>）は、テキスト履修分の合格とスクーリング履修分の合格により単位修得となります。
「乳児保育Ⅰ」のスクーリング会場は、三宮サテライトキャンパスです。

4）幼稚園教諭免許状・保育士資格の取得について

◆幼稚園教諭免許状を取得する場合

特例制度に定める必要な科目・単位を修得

⇩

ご自身で都道府県教育委員会に必要書類を揃えて教員免許状授与申請

〔次の①～③の書類をご自身で都道府県教育委員会に提出〕

①「学力に関する証明書」
※単位認定後に本学へ発行申請してください。

②「実務証明書」
※ご自身で勤務施設に発行依頼してください。

③その他、都道府県教育委員会が定める必要書類
※必要書類については、ご自身で都道府県教育委員会に確認してください。

※手続き方法の詳細は、ご自身で都道府県教育委員会に必ず確認してください。

◆保育士資格を取得する場合

特例制度に定める必要な科目・単位を修得

⇩

ご自身で保育士試験事務センターに必要書類を揃えて受験免除申請

〔次の①～③の書類をご自身で保育士試験事務センターに提出〕

①「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書（特例教科目）」
※単位認定後に本学へ発行申請してください。

②「実務証明書」
※ご自身で勤務施設に発行依頼してください。

③その他、保育士試験事務センターが定める必要書類
※必要書類については、ご自身で保育士試験事務センターに確認してください。

※手続き方法の詳細は、ご自身で保育士試験事務センターに必ず確認してください。

5）注意事項

①登録期間および学習の最終期限と単位認定について

科目等履修生の登録期間は1年間です。（4月入学生：4月1日～翌年3月31日。10月入学生：10月1日～翌年9月30日）
なお、レポート提出、科目修了試験受験、スクーリング受講には、それぞれ最終期限等があります。

◎科目等履修生の学習の最終期限と単位認定について

出　願	レポート提出	科目修了試験受験	スクーリング受講	最終単位認定日
4月	翌年1月	翌年2月	「保育相談支援」「乳児保育Ⅰ」のスクーリング開講日程は、別途お知らせします。	翌年3月（指定日）
10月	翌年7月	翌年8月		翌年9月（指定日）

②学習について

テキスト履修科目の場合は、最終期限までにレポート提出・合格及び科目修了試験合格していなければ、当該科目の単位修得はできません。単位修得に至らなかった場合のレポート提出の実績は登録期間の終了により消失します。
また、テキスト・スクーリング履修科目＜併用科目＞（「乳児保育Ⅰ」が該当）については、単位修得に至らなかった場合は、スクーリング合格の実績があっても、レポート提出・合格及び科目修了試験合格していなければ、スクーリング合格の実績は登録期間の終了により消失します。当該科目の単位修得が必要な場合は、翌年度以降に再度登録手続き（出願）のうえ、あらためて学習しなければなりません。＜要費用＞
※科目等履修の更新手続きを行った場合でも、単位修得できなかった科目のレポート提出･合格実績、科目修了試験合格実績、スクーリング合格実績は、更新手続き前の登録期間内でのみ有効。

③特例制度の有効期間について

本特例制度は、認定こども園法改正に伴い、施行後5年間の経過措置期間内（下表参照）に限り有効です。所定の科目･単位を修得し、経過措置期間内に教員免許状授与申請又は保育士試験受験免除申請ができない場合は、本特例制度を利用して幼稚園教諭免許状または保育士資格を取得することはできませんので、ご注意ください。

特例制度による幼稚園教諭免許状授与申請（各自が都道府県教育委員会に免許状授与申請を行う）については平成32年3月31日まで、また保育士試験受験免除申請（各自が保育士試験事務センターに受験免除申請を行う）については平成31年度末までとされています。

6）出願書類について

以下の（1）～（6）のうち、（1）～（3）については、所定用紙を『2017年度 入学出願書類』から切り取り、「2017年度 入学案内・入学要項」の「記入要領」を参照のうえ、記入・作成してください。

（1）科目等履修生登録票・履修届

（2）写真票・入学時納入振込通知書貼付台紙

（3）宛名カード（2連シール）

（4）最終学歴別証明書類

最終学歴により必要な証明書類が異なります。次表を参照のうえ、必要な証明書類等を出身学校等から取り寄せ、提出してください。＜証明書の発行には、日数を要する場合がありますので、ご注意ください。＞

※「卒業証書」や代表者公印のない各種通知書等は、原本であっても無効です。

【注意事項】

①証明書類は、出身学校等が発行する原本（コピー不可）を提出してください。

②証明書類はすべて6か月以内発行のものを提出してください。（※厳封発行を出身学校等に依頼してください。）

③「学業成績証明書」は、在学中に修得した全科目の評価と単位が明記されているものを提出してください。

最終学歴	必要となる証明書類
高等学校卒業者	●「卒業証明書」
高等学校卒業程度認定試験合格者 （含む大学入学資格検定合格者）	●「合格成績証明書」 （合格年月日の記載があるもの）
専修学校専門課程修了者	●高等学校の「卒業証明書」
大学卒業者 短期大学卒業者	●「卒業証明書」 ●「学業成績証明書」

※大学院修了者又は退学者は、上表のいずれかの最終学歴に該当する証明書類を提出してください。

（5）保育士証の写しまたは幼稚園教諭免許状の写し

裏面に記載がある場合は、裏面のコピーも必要です。

（6）新旧氏名記載の改姓・改名を証明する書類<該当者のみ>

上記(4)の証明書、(5)の保育士証の写しまたは幼稚園教諭免許状の写し記載の氏名と現在の氏名が異なる場合は、戸籍抄本（「戸籍個人事項証明」可）の原本（コピー不可）を提出してください。＜6か月以内発行のものを提出してください。＞

7）費用

■登録時に必要な諸費

入学検定料（A）	＋	登録料（B）	＋	教育充実費（C）	＝	小計（D） <(A)+(B)+(C)>
10,000		40,000		15,000		65,000

（単位：円）

※出願時に、上表の入学検定料、登録料、教育充実費（小計65,000円）に授業料（1単位につき5,000円）を加えた金額（総計分）を納入してください。

小計分（D）	単位数	授業料（E） 1単位につき5,000円	総　計 （D）＋（E）
65,000	1	5,000	70,000
	2	10,000	75,000
	3	15,000	80,000
	4	20,000	85,000

小計分（D）	単位数	授業料（E） 1単位につき5,000円	総　計 （D）＋（E）
65,000	5	25,000	90,000
	6	30,000	95,000
	7	35,000	100,000
	8	40,000	105,000

※授業料には、1年間の科目修了試験料、レポート添削料などの費用が含まれています。ただし、科目修了試験の再受験に際しては1科目1回につき2,000円の再試験料が別途必要となります。

■スクーリング受講料

スクーリング履修科目（含むテキスト・スクーリング履修科目＜併用科目＞）は、上表の登録時に必要な諸費とは別にスクーリング受講料が必要となります。※スクーリング受講料は、スクーリング受講申請後に納入。

科目名	単位数	スクーリング受講料（円）
保育相談支援	1	10,000
乳児保育Ⅰ<S1>	1	10,000

※科目名の後の<S1>は、テキスト・スクーリング履修科目＜併用科目＞のスクーリング単位数です。

■上記以外の費用

テキスト代：1科目1,000円～3,000円程度（除く参考文献）

※必要なテキストを各自で購入（本学大学生協・一般書店等）することになります。

郵便料金・交通費・レポート用紙代・封筒代等

※レポート用紙（25枚）と封筒（5枚）は、科目等履修許可時に同封しますが、それ以降は各自で購入してください。

特例制度Q＆A

Q1.どうやって勉強を始めるのでしょうか？

履修許可時に、各科目の学習内容を記載した「学習の手引き　テキスト履修科目編」「学習の手引き　スクーリング履修科目編」をお送りします。

テキスト履修科目の学習を始める場合は、「学習の手引き　テキスト履修科目編」からご自身が登録した科目を探してください。学習する科目の順番は特にありません。まず「学習の手引き　テキスト履修科目編」に記載されている指定テキストを本学大学生協や一般の書店等にて、ご自身で購入してください。指定テキストを入手されましたら、テキストと「学習の手引き　テキスト履修科目編」をもとにテキストを読んで内容を理解し、ポイントをまとめるなどの自宅学習を進めます。テキスト履修科目の学習の流れについては、次ページ「通信教育の学習方法について」をご参照ください。

なお、スクーリング履修科目の場合も同様に「学習の手引き　スクーリング履修科目編」を参照してスクーリング受講前に指定テキストを入手してください。また、予習（事前課題作成）が必要な場合があります。スクーリング受講前には、「学習の手引き　スクーリング履修科目編」を必ず確認してください。

Q2.仕事をしながら勉強できるでしょうか？

本学通信教育部で学ばれている方のうち、約8割以上の方が仕事をしながら学習をされています。学習時間の確保やスクーリング受講のための日程調整が、課題のようです。

テキスト学習やレポート作成などは、休日や平日夜、移動時間などを有効に利用して学習に取り組まれています。

「2017年度 入学案内・入学要項」に本学通信教育部で学ばれた方々のコメントがありますので、参考にしてください。

通信教育の学習方法について

通信教育では、科目により学習方法が異なります。本学では「テキスト履修科目（T科目）」「スクーリング履修科目（S科目）」「テキスト・スクーリング履修科目（T・S科目）＜併用科目＞」の3種類あります。
「テキスト履修科目」「スクーリング履修科目」「テキスト・スクーリング履修科目＜併用科目＞」の学習方法は、次のとおりです
※レポート提出要領、科目修了試験受験申請方法、スクーリング受講申請方法の詳細は、入学後に「学生要覧」、「学習の手引き」、「親和通信」（機関誌）でお知らせします。

◆テキスト履修科目

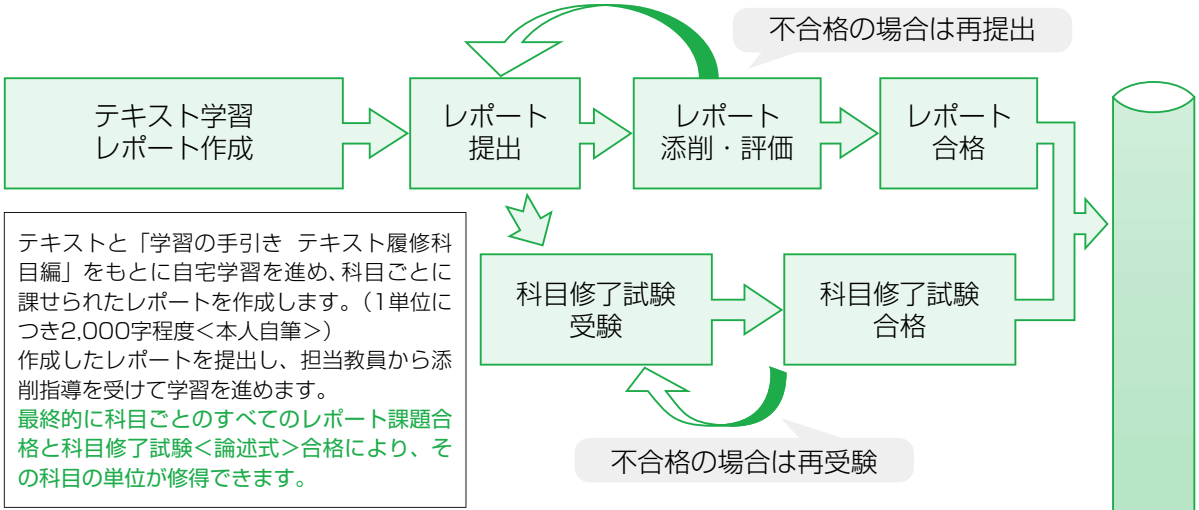

テキストと「学習の手引き　テキスト履修科目編」をもとに自宅学習を進め、科目ごとに課せられたレポートを作成します。（1単位につき2,000字程度＜本人自筆＞）
作成したレポートを提出し、担当教員から添削指導を受けて学習を進めます。
最終的に科目ごとのすべてのレポート課題合格と科目修了試験＜論述式＞合格により、その科目の単位が修得できます。

≪ポイント≫
科目の単位数分のレポートを提出することにより、その科目の科目修了試験を受験することができます。
科目修了試験の日程は、「2017年度 入学案内・入学要項」をご参照ください。受験申請方法などについては、入学後に「親和通信」（機関誌）でお知らせします。

◆スクーリング履修科目

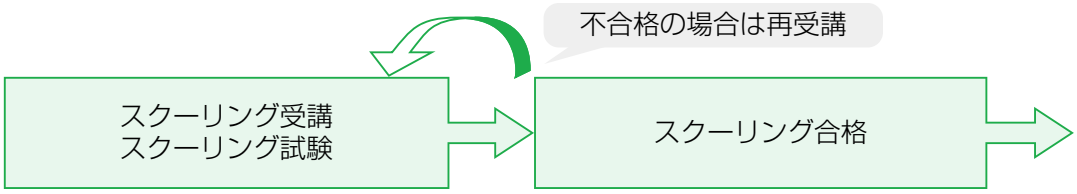

スクーリングとは、本学が指定した日時・場所で直接教員から授業を受けることです。科目ごとに定められた授業時間のすべてに出席し、実施される試験（筆記試験・発表・作品提出など科目により異なる。）に合格すれば、その科目の単位が修得できます。なお、スクーリング開講日程については、別途お知らせします。

◆テキスト・スクーリング履修科目＜併用科目＞（「乳児保育Ⅰ」が該当）

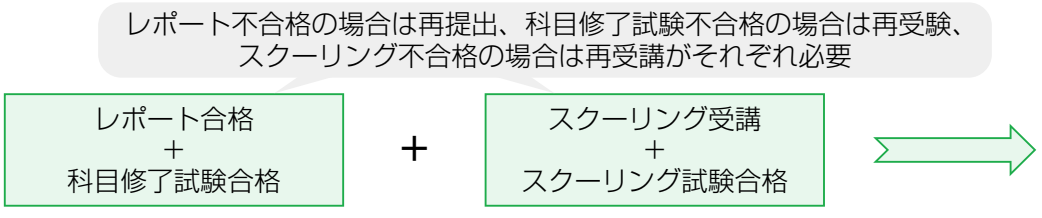

テキスト・スクーリング履修科目＜併用科目＞（「乳児保育Ⅰ」が該当）は、レポート課題及び科目修了試験に合格することと、スクーリングを受講し試験に合格することでその科目の単位が修得できます。
テキスト履修、スクーリング履修どちらから学習を開始してもかまいません。
※テキスト・スクーリング履修科目＜併用科目＞については、テキスト履修、スクーリング履修の両方が合格しないと、その科目の単位は修得できません。

2017年度 募集について

４月入学生　入学選考期

	出願書類提出期間（最終日消印有効）	選考結果発送予定日	学習開始時期等
1期	2017年1月13日(金)～1月27日(金)	2017年2月17日(金)	詳しくは、「2017年度 入学案内・入学要項」をご参照ください。
2期	2017年2月10日(金)～2月24日(金)	2017年3月10日(金)	
3期	2017年3月10日(金)～3月31日(金)	2017年4月21日(金)	
4期	2017年4月　7日(金)～4月30日(日)	2017年5月19日(金)	

１０月入学生　入学選考期

	出願書類提出期間（最終日消印有効）	選考結果発送予定日	学習開始時期等
1期	2017年8月14日(月)～8月31日(木)	2017年　9月21日(木)	詳しくは、「2017年度 入学案内・入学要項」をご参照ください。
2期	2017年9月　8日(金)～9月30日(土)	2017年10月20日(金)	

◆出願時期について◆

出願時期が遅くなるとレポート提出、科目修了試験受験開始が遅くなります。4月入学生は翌年3月、10月入学生は翌年9月で登録期間が終了しますので、出願時期が遅くなると学習期間が短くなります。できるだけ早い入学選考期（4月入学1期・2期、10月入学1期）での出願をお勧めします。

４月入学生　入学説明会

下記日程で「4月入学生 入学説明会」を開催します。本学通信教育部での学習方法や疑問に思われることがあれば、個別にお答えします。参加の事前予約は不要です。ご都合の良い日程の説明会にご参加ください。

なお、本学主催分では本学通信教育部の概要や学習方法についての全体説明も行います。（公益財団法人私立大学通信教育協会主催合同説明会は、個別相談のみです。）

※「10月入学生 入学説明会」の日程等については、2017年7月以降に本学通信教育部ホームページでお知らせします。

◆本学主催

【開催時間・場所は全日程共通】

日　程	開催時間	場　所
2016年12月18日(日)	13:00～17:00 12:30　受付開始 ●13:00～　全体説明 ●13:30～　個別相談※	神戸親和女子大学 三宮サテライトキャンパス （センタープラザ9階）
2017年　1月22日(日)		
2017年　2月26日(日)		
2017年　3月12日(日)		

※個別相談は、受付順となります。

◆公益財団法人私立大学通信教育協会主催

日　時	場 所※（会場）
2017年　2月　4日(土)　11:00～16:00	岡　山
2017年　2月　5日(日)　11:00～16:00	大　阪
2017年　2月11日(土)　11:00～16:00	名古屋

日　時	場 所※（会場）
2017年　2月18日(土)　11:00～16:00	大　阪
2017年　2月18日(土)　11:00～16:00	福　岡
2017年　2月19日(日)　11:00～16:00	名古屋

※場所（会場）の詳細は、本学通信教育部ホームページでご確認ください。

神戸親和女子大学　通信教育部　男女共学

通信教育部事務室（三宮サテライトキャンパス内）

〒650-8539 神戸市中央区三宮町1-9-1-908（センタープラザ9階）

フリーダイヤル　0120-248-402